

# 第6章 環境を守り育てる人と しくみづくり

## 第1節 環境学習の推進

### 1. 環境学習の必要性

近年の環境問題については、生活様式の変化等により、その形態が自動車交通量の増大に伴う大気汚染、生活排水による水質汚濁、ごみの多様化や量の増大など、主に私たちの日常生活に起因するものに変化してきています。

さらに、大量生産・大量消費の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用にともなって、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困化を推し進めるなどの問題を引き起こしています。

また、人間活動の拡大によって地球の温暖化が急速に進んでいます。すでに世界各地で氷河や氷山の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。私たちの将来の世代、そして人間だけでなく、地球上の多くの生物の存続に関わるほどの危機的な状況に直面しようとしています。

こうした複雑・多様化する環境問題に対していくためには、県民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境に配慮した積極的な行動が取れるための環境学習が重要です。

国の環境基本計画では、特に、環境保全のための取組に重要な役割を担う者や次世代を担う年齢層については、環境教育・環境学習の必要性が高く、その実施の効果も大きいと考えられることから、重点的な施策を図るとされています。また、その内容としては、従来から行われている環境汚染や自然保護の枠にとどまらず、消費、エネルギー、食、住、人口、歴史、文化などの多岐にわたる要素を含めた持続可能な社会実現のためのものへと幅を広げるとともに、知識蓄積型ではない、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして

行動する」という過程を重視した環境教育・環境学習への拡大を推進していくとしています。さらに、国民一人ひとりを中心に位置付けて、地域の行政が学校、民間団体、事業者などのパートナーシップによる連携の下で環境教育・環境学習のための施策を展開できるよう、環境教育・環境学習の基盤となる施策を推進するとされています。

こうした中、15年7月には、環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、16年9月には、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針が示されました。

本県でも、県民一人ひとりが自主的に学習活動を実践していくことを目標に、環境学習を体系的・総合的に推進することとし、県民による自主的な環境学習が円滑に行われるよう行政と地域、学校、NPO、各種団体、企業等がそれぞれ連携を図りながら、学習の機会、教材、指導者、拠点の各基盤を整備していくとともに、持続可能な社会を実現するためにも、環境学習の更なる推進を図っていきます。

### 2. 環境学習の基本的な考え方

#### (1) 環境学習の理念

快適な環境を創造していくためには、個人のみならず、企業や各種団体等社会活動を営むすべての者が、房総の豊かな自然や良好な環境を貴重な財産として大切にし、未来の世代に引き継いでいくことが私たちに課せられた責務であるということを認識しなければなりません。

そして、環境と環境問題に关心と知識を持つとともに、人間活動が環境に及ぼす影響を理解し、現在の環境の状況を正しく評価する必要があります。

その上で、環境にやさしい行動を心がけ、貴重な自然環境の保護や良好な生活環境の創造を目指す環境保全活動に積極的に参加することによって、生活様式や社会経済の構造を環境にやさしいものに変えていく努力が求められています。

本県では、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、環境教育を「環境学習」と位置付け、積極的に推進しています。

### (2) トリビシ宣言に示された目標

環境学習を推進するに当たっては、1977年にソ連のグルジア共和国の首都トビリシで開催された環境教育政府間会議で出されたトビリシ宣言と各國政府に対する勧告を無視することはできません。むしろ、「現在及び将来の世代のために、環境を守り改善することが、人間にとって至上の目的」であることが強く意識される今日、トビリシ宣言に示された理念を踏まえて、環境学習を生涯学習として地域や学校、職域で展開していく必要があります。

本県と姉妹州となっている米国ウイスコンシン州の環境学習プログラムでも、トビリシ宣言から5つの目標を掲げています。環境学習を進めていく上で示唆に富むものであるので、内容を次に紹介します(出典:12年12月 千葉県環境研究所 環境モニター講演資料)。

#### ア 参加と体験による気づき

「博物館に行った・消防署に行った」だけでは参加体験にはならない、そこで主体的に自分から進んで、手で触りにおいを嗅いだりする体験のプロセスがあり、その体験を自ら説明でき、さらに発展できることが大事です。

#### イ 知識を身につける

ここでいう知識とは自然環境がどのような機能になっているか、その自然環境の機能と人間活動の環境を守り、両者の調和をどのようにはかつたらよいのかと言うことです。

#### ウ 環境倫理をわきまえる

環境の質を守り、改善し、持続可能にするための環境倫理を持つことです。

#### エ 市民活動のための技能

環境問題を解決し、環境を守るための市民としての活動に必要な技能を学び、民主的な話し合いの方法、合意形成の仕方、他者を尊重し、さまざまな価値観の違いの中から考え方、つまり視野を広げていくことを学ぶのです。

#### オ 市民活動の体験

すべてのレベルで地域から地球全体の環境問題を解決し保全していくために、主体的な参加や体験、知識や環境倫理を身につけ、市民活動ができるよう児童生徒がその体験をします。これは義務としての活動ではなく、児童生徒が十分に学ぶことのできる指導案のある市民活動としての体験です。

### (3) 千葉県環境学習基本方針

本県では、環境教育政府間会議や日本環境教育学会の設立など、国内外での環境教育に対する気運の高まりを踏まえ、沼田眞県立中央博物館長(当時)を委員長とする千葉県環境学習基本方針検討委員会を設けて環境学習を体系的・総合的に推進する指針づくりを行いました。

そして、4年3月に「千葉県環境学習基本方針」を策定したところです。以来、この基本方針に基づいて、環境学習を展開しており、その概要は、次のとおりです。

#### ア 環境学習の目標

環境学習の目標は、私たち一人ひとりが環境に配慮した積極的な行動がとれるようになるために、環境や環境問題に関する様々な知識や技能を身につけることです。

- ・環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育てる
- ・人間活動が環境に及ぼす影響を認識し、その仕組みを理解する
- ・環境の状況を正しく評価できるような知識を身につける
- ・環境問題を解決するための理論と実践方法を学ぶ
- ・快適な環境を創造していくための行動に積極的に参加していく責任感を育む

#### イ 環境学習推進方策

##### (ア) 環境学習の基盤整備

「房総の豊かな水と緑を活かした快適環境づくり」を推進しながら「美しいふるさと千葉県」を実現していくためには、環境学習を積極的に推進していく必要があります。

そのためには、県民の環境学習に対する意識の高揚を図り、県民による自主的な学習が円滑に行われるよう行政と地域、学校、各種団体、企業がそれぞれ連携を図りながら、学習の機会、教材、指導者、拠点の各基盤を整備していくことが必要です。（事業体系図参照）

なお、これらの基盤整備に当たっては、相互の関連性を考慮するとともに、県内各地域における環境に十分配慮しなければなりません。

#### （イ）環境学習推進体制

環境学習を幅広く推進してくため、民間団体や行政側の環境学習関連部局で組織する推進体制の整備を図ります。

##### a 推進体制の整備

環境関連部局、教育庁など、環境学習に関連する行政各機関により構成する「環境学習推進連絡会議」を設置し、行政内の連絡・調整を図っています。

##### b 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。

この基金の運用から生じる収益を環境学習を推進していく上で有効に利用しています。

### 3. 環境学習の展開

#### （1）生涯学習としての取組

環境学習は、子供から大人まで、それぞれの世代でそれぞれの世代や経験にふさわしい課題を持って展開される必要があり、生涯学習の一環として位置づけることができるものと考えます。

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開しています。

#### ア 機会づくり

##### （ア）県民環境講座の開催

環境や環境問題の現状について、県民に理解を深めてもらい、今後の自主的な活動につなげてもらうことを目的に、一般県民向けの環境学習講座を8年度から開催しています。

##### （イ）NPOによる公募型環境学習事業

県民の環境学習の効果的な推進を図ることを目的に、環境学習を専門とするNPOに環境講座実施業務を委託する事業（公募方式）を15年度から開始しています。

##### ＜環境講座の種類＞

###### ○体験型環境講座

一般県民（大人）向けの体験型環境講座で、18年度は、①千葉商科大学環境ISO学生会議企画の環境カルタの制作とそれを使ったカルタゲーム、②ストップ地球温暖化千葉県推進会議の地球温暖化とエネルギー問題の2つが実施されました。

###### ○こども環境講座

県内小・中学生向けの体験型環境講座で、18年度は、①NPO法人しば環境情報センター企画の谷津田の観察を通した4コマまんがの制作、②NPO法人住みよい地域づくり推進協議会のカブト虫の里親制度を活用した里山環境教育の2つが実施されました。

#### イ 教材づくり

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、わかりやすい教材の整備」を目標に、教材づくりを進めています。これまで、環境家計簿（エコアクション31）、環境学習用ビデオライブラリー、環境学習キット等を整備しました。

12年度には、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」をはじめ、環境白書などを教材として県庁ホームページから提供できるようにしました。

14年度には、市民等と協働で小学生向けの教材である環境保全活動支援地図「エネルギーと暮らし」を作成しました。

## ウ 指導者づくり

### (ア) エコマインド養成講座の開催

環境について幅広い視点を持った環境学習・環境保全活動の指導者を養成することを目的に、知識をつけるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座を5年度から開催しています。

#### <コースの種類>

##### ○県民コース

県民コースは、仕事をされている方が参加しやすいよう、平日コースの他に土日コースを設定しています。

両コースとも10日間以上（必修・選択制）で、県の試験研究機関の研究員や環境保全活動の実践者を講師として様々な環境問題をテーマに講座を行っています。また、更なるステップアップを目指し、各地域の指導者となるよう、環境学習プログラムづくり等、実践的な活動の指導方法を学習しています。

##### ○教員コース

教員コースは、1泊2日の「清和県民の森」での研修を含め、全5日間で実施しています。

環境学習プログラムづくりや「総合的な学習の時間」の授業をどのように展開していったらよいのか、児童生徒にいかに環境に対する理解を深めさせたらよいかなどについて、体験等を通じて、学習技術の習得を目指しています。

### (イ) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する学習会・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度です。講師への謝礼は県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物環境、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習全般に分かれています。

17年度は、アドバイザー22名で80回の派遣を行いました。

## エ 拠点づくり

### (ア) 環境研究センターの取り組み

環境研究センターでは、県民に県内環境に係る最前線の研究成果を身近なものとして受け止め、「環境にやさしい社会」実現のために、日常生活の見直しや正しい情報・知識の共有に基づく理解と行動がいただけるよう、研究成果の積極的な環境活動にあたっています。さらに、研究機関に併設された展示コーナー、図書コーナー、視聴覚コーナー等を備えた学習施設を活用し、環境に関する解り易い情報の提供、団体利用にあっては、研修施設でのミニ講座・ビデオ等の学習機会の提供など、より一層の理解が戴ける様対応に努めています。

#### a) 公開講座の開催

環境研究センターの研究成果を中心とする講座及び併設施設見学等学習機会提供のため、毎月1回公開講座を開催し、平成17年度は12回の開催で733名の参加を得ました。

#### b) 啓発冊子の発行

廃棄物の現状、処理システムやリサイクルの仕組み等を解りやすく解説した「ゴミとリサイクル'2005」を発行しています。

#### c) 情報の収集・整備

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等を収集、整備し、17年度末では蔵書数は5,557冊、貸出用ビデオ115本となっています。

#### d) 市町村等啓発活動への支援

県民へより多くの啓発機会を提供するため、講師の派遣、市町村や小中校などに対する情報提供やパネル・ビデオ等を貸出しています。

#### e) 環境月間関連行事

環境月間関連行事として、公開講座及び研究施設の一般公開を行いました。

#### f) 環境学習に関する情報の提供

「大気汚染による植物観察」、「空気と水の汚れを調べよう」など環境学習に関する情報を環境研究センターホームページにおいて提供しています。

### g) 研修生受け入れ

環境研究センターでは環境学習の一環として、国内外からの研修生を受け入れています。

平成17年度は、国内より11名（大学生インターシップ制度による研修）、海外より13名の研修生を受け入れました。

#### (イ) 講師等の派遣

各種機関が実施する多数の研修会、講習会等へ講師として派遣しています。

環境研究センター啓発関係総括表（平成17年度）

項目	数量
センター来館者数	706名
公開講座参加者数	733名
受入研修生	国内11名・海外13名
センターホームページアクセス数	29,876回
蔵書数	5,557冊
ビデオ数（貸し出し用）	80タイトル・115本
パネル（貸し出し用）	44種類79枚

公開講座開催状況（平成17年度）

回数	開催月	テーマ
1	5月	環境研究センター施設見学会等 ① センターの研究施設の見学 (ダイオキシンの分析施設、環境放射能測定の施設、ばいえん測定車、大気環境測定局、騒音研究の無響室) ② 地球温暖化防止のための環境教育の教材の紹介
2	6月	ふれてみよう房総の地質環境〔実験・体験〕 (1) 地層の液状化実験 (2) 地震計の見学 (3) とび跳ねたときの振動測定と地震波速度の測定
3	7月	わかしおによる東京湾一周
4	8月	夏休み親子リサイクル工作教室
5	9月	市民による水質調査研修会
6	10月	わかしおによる東京湾一周
7	10月	環境研究センター若手研究員による研究の紹介 大気へ排出される有害物質に関する研究～揮発性有機化合物を中心にして～ 千葉県における悪臭調査事例 最終処分場から発生する浸出水の管理
8	11月	千葉県における化学物質問題への取り組み 千葉県における有害大気汚染物質の環境リスク評価手法 千葉県での化学物質の排出の特徴と今後の取り組み
9	12月	今なぜバイオマスなのか 千葉県におけるバイオマスの利活用への取り組みについて 木質チップを利用した有機性廃棄物の処理について
10	1月	千葉県の環境放射能と放射線 10のマイナス5乗の話 ～有害大気物質のリスクについて～
11	2月	地球温暖化防止について 地球温暖化のメカニズムから見た防止対策 新千葉県地球温暖化防止計画案の概要 地域における地球温暖化防止活動の実際 意見交換
12	3月	公害振動研究の軌跡～環境問題の社会性と地域性～

## (2) 学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、社会科や理科を中心に、児童・生徒の発達段階に応じて、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導しています。

地域の清掃活動や、空き缶・空き瓶等のリサイクル活動は、学校種にかかわらずほとんどの学校で取り組まれています。

### ア 小・中学校での取組

平成14年度より、新しい学習指導要領が全面的に実施され、すべての小・中学校で「総合的な学習の時間」が設けられました。この「総合的な学習の時間」では、小学校で約8割、中学校で約5割の学校で環境に関わる学習活動が展開されています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習を取り入れた教育活動（浄水場や清掃工場の見学、植栽活動、鮭の放流等）を展開している学校も少なくありません。

また、中学校の選択教科（社会科、理科など）の中で環境問題を取り上げるなどの取組もみられます。

### イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科（公民科・理科・家庭科など）や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。これら以外にも「環境科学」「環境学Ⅰ」等の環境に関する学校設定科目を設定し教育課程に位置づけ、環境教育の推進を図る学校もあります。（行徳高校、松戸矢切高校、長狭高校、沼南高校、茂原高校、山武農業高校）

## (3) 広報活動

環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、本県の環境の現状及び環境保全対策を一般に公表するため、印刷物・テレビ・ラジオ等を通して広報活動を実施しており、その概要は次のとおりです。

### ア 環境白書

千葉県環境基本条例第8条の規定により、環境の状況と環境の保全に関して講じた施策を県

民に公表するため、昭和45年度（48年度までは公害白用書）から毎年発行しています。

白書は県文書館で閲覧できるほか、市町村、図書館、学校等にも配布しています。

### イ 環境学習ビデオ

環境学習各分野の学習用ビデオ約180作品からなるビデオライブラリーを整備し、県庁環境政策課で貸出を行っています。

### ウ 環境コーナー

県文書館に環境コーナーを設け、環境関係の資料、図書を配置し、広く閲覧に供しています。

### エ その他の広報

県で発行する「千葉県民だより」等各種広報紙（誌）やテレビ、ラジオ等の広報媒体を利用して、当面する環境問題及びそれに対応する施策、お知らせ事項などの広報を実施しています。

## 4. パートナーシップの構築に向けて

### (1) 地域に根ざした環境学習の必要性

今日の環境問題は、20世紀の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済活動の負の遺産であり、この問題の解決を図っていくためには、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、私たちの生活のあらゆる場面で、環境に優しい行動を選択していくことが求められています。

こうした行動は、県民一人ひとりの自覚に待つばかりでなく、町内会や公民館活動等を通じて、地域で取り組むことも必要です。その意味で地域で密着した行政機関である市町村の果たすべき役割は多大なものがあると考えます。

市町村における役割としては、地域の民間団体や企業等と積極的に連携を図り、環境学習を進める体制を整備するとともに、地域に密着した環境学習講座の開催など、様々な施策を展開することが望されます。

しかしながら、市町村における環境学習推進体制は、各市町村様々であり、十分な体制が整っているとは言えない状況にあります。

そこで、市町村の職員が、各地域のコーディネーター役として各市町村を活性化するため、14年

度から新たに市町村環境学習担当者研修会を開催しています。

## (2) こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域のなかで仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動を展開することが期待されます。

千葉県の\*こどもエコクラブの登録状況は、18年10月末現在、119クラブ3,306人であり、様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、毎年、こども環境会議を開催し、各こどもエコクラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。

17年度は、2月4日に千葉市生涯学習センターで開催し、6団体の活動事例発表や環境ゲームが行われました。

また、企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

## (3) 市民・NPO・企業・行政の連携

環境の視点からのライフスタイルの見直しは、県民一人ひとりの自発的活動として進められることが必要です。

このためには、日常生活における環境保全活動や身近な地域づくりの活動として、一人ひとりが活動を積み上げていくことが望れます。そして、活動を幅広く展開するため、人々の連携を促す町内会や公民館等の地域コミュニティやNPOの活動、あるいは、市民と企業との連携による活動も重要です。

このように市民、企業、NPO、行政等が連携して、地域から環境保全活動の環を広げていくことが必要であり、行政としても、NPOの活動や市民のボランティア活動を支援する施策を推進するとともに、市民、NPO、企業、行政のパート

ナーシップにより活動の幅を広げていくことも重要であると考えています。

本県では、環境シンポジウム千葉議会やエコメッセしば（環境活動見本市）を市民、企業、行政のパートナーシップによる実行委員会形式で開催し、より良い「環境づくり」を目指しており、その概要は次のとおりです。

### ア 環境シンポジウム千葉議会の開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・大学・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されています。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化の防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが生まれています。

### イ エコメッセしばの開催

市民・企業・行政などが、環境問題解決のための目標と方法をともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的に、8年度から開催しています。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・NPO・企業・大学・行政などのパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身につけ主体的に行動できる人づくりをめざします。

## 第2節 地域での取組

今日の環境問題を解決していくためには、行政・県民・事業者など様々な主体が、それぞれの地域において日常生活や事業活動に起因する環境への負荷を減らしていくための行動を自主的かつ積極的に行なうことが不可欠となっています。

近年、環境問題の深刻さが認識されるとともに、その解決に向けて各主体の地域に根ざした環境保全活動と連携による取組が広がりつつあります。

今後とも、各主体の公平な役割分担の下に、情報交換や交流を通じた相互の協力・連携を図り、取組の輪を一層広げていくことが期待されます。

## 1. 市町村の取組

地球環境問題、都市生活型環境問題などの多様な環境問題に対応するために、県と県内56の市町村は千葉県環境行政連絡協議会を設置するなどして相互の情報交換や施策の連絡調整を図っています。

また、環境に対する住民の意識が高まるなかで、地域の特性に応じた快適な環境づくりが求められており、住民により近い位置で、きめ細かい対応を行う市町村の果たす役割は大きい。

市町村では、地域環境活動に対する助成や地球環境保全事業などのさまざまな環境保全活動に取り組んでいます。

### (1) 地球環境

オゾン層の破壊、温暖化、酸性雨などの地球環境問題への対応として廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、オゾン層の保護を図るなど各種取組を実施するとともに住民向けの普及啓発などを行っています。

### (2) 自然環境

指定を受けた樹林・樹木の保全に関する助成制度などを設けることにより、緑豊かな生活環境の保全を図っています。

また、野生生物を保護し、人と自然とのふれあいを促進するため、生息環境の整備や住民が参加した自然環境調査を行っています。

### (3) 大気環境

大気環境保全の啓発活動として小・中学校において、環境学習の一貫として観察会などを実施しています。

また、大気汚染防止対策の一つとして、電気自動車・天然ガス自動車等の低公害車を公害パトロール車やごみ収集車として導入し、普及に努めています。

### (4) 水環境

水質汚濁防止対策として河川に流入する都市下

水路等に水質浄化装置を設置、河川の直接浄化を図っています。

また、水質汚濁の原因である生活排水の対策として、合併処理浄化槽設置に対する補助金制度を設けています。

### (5) 地質環境

地下水の採取等による湧水の枯渇化を防ぐため、雨水浸透ますの設置により地下水の保全を図っています。

また、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染の対策として、地下水の水質調査による汚染状況の把握・除去対策を行っています。

### (6) 廃棄物

コンポスト容器購入費に対する補助によりごみの減量化を、また、分別収集の実施や各種啓発活動、リサイクル活動を行っている団体等に対する助成により再資源化の推進を図っています。

## 2. 事業者の取組

### (1) 最新技術の導入

ばい煙等の汚染物質の排出については、県と臨海部に立地する大規模工場が締結している公害防止協定に基づき各工場・事業場ごとに排出量、排出濃度が規定されており、その枠内での排出により公害を防止しているところですが、その処理に当たっては最新の技術を用いることにより、排出量の一層の削減を図っているところです。

また、製造装置自体の改善も進んでおり、環境負荷の少ない省エネルギー型の工程への転換など、発生源対策の充実も進んできています。

### (2) 自主管理体制の充実

最近、企業においては、従来の法的規制にとどまらず、社会の一員として環境に関する基本的な考え方を方針として示し、それを具体的に実施・管理するための社内体制を整備するところが増えつつあります。

たとえば、化学業界では、化学物質の開発から製造、流通、最終消費をへて廃棄に至る全ライフサイクルにわたって「環境・安全」を確保するこ

とし、安全・健康・環境面の対策を実行し改善を図っていく自主管理活動「レスポンシブル・ケア」を積極的に取り入れています。

また、他業界でも、環境保全活動を進める上で、方針や目標・計画を定め(PLAN)、確実に実施(DO)、取組状況を測定・評価し(CHECK)、見直しと改善を図る(ACTION)という仕組みを取り入れ、課題や問題点の効率的な発見を行い自主的に管理する「環境マネジメントシステム」を導入し、自主管理体制の整備をするところが増えています。

### (3) 国際協力

国際的に日本企業の有する公害防止技術に対する期待が高まるなかで、企業が蓄積してきた技術を積極的に海外移転し、進んで国際協力に参画するなど、地球環境保全意識の高揚に努めています。

特に、製鉄、石油、電気といった基幹産業においては、今後大きく発展することが予想される中国や東南アジア諸国などに対し、ばい煙処理技術や工程管理などの技術移転を推進しており、これら地域の環境保全に貢献しています。

### (4) 地域社会との相互理解の推進

一部の企業では、定期的な地域祭などイベントの開催、場内施設の積極的な一般開放等の社会活動を通じて地域社会との相互理解の推進を図っています。

また、企業が主体的に地域環境保全のための具体的な行動計画を策定・実践し、一般住民に対する環境保全に関する啓発に貢献している例も見られます。

## 3. 県民の取組

生活排水による水質汚濁や自動車交通公害、資源の大量消費そしてごみの大量廃棄など、日常生活に起因する環境への負荷が増大してきており、これらの軽減のためには、県民一人ひとりが環境保全のための行動を起こすことが不可欠です。

県民は、日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、自然環境の保全に努め、地域の環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。